

ソフトウェア使用許諾契約（みずほAdvancedシューター）

改定日：2024年1月4日

改定前	改定後（改定箇所：赤字）
第5条（甲が取得する権利） （略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及びパナソニックコネクト株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします。	第5条（甲が取得する権利） （略） 5 甲は、ソフトウェアに表示された乙及びパナソニックコネクト株式会社、株式会社N T T データの著作権表示及び登録商標を削除してはならないものとします
第8条（納品） （略） 4 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用機種を変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。	第8条（納品） （略） 4 甲は、乙の書面による事前の承諾を得て設置場所およびご利用パソコンを変更することができます。この場合、変更に伴う費用は甲の負担となります。
第10条（検収） （略） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の瑕疵の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。甲の検査に合格した場合には、当該通知の発信日をもって検査合格日（以下「検収日」といいます）とします。 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、瑕疵の修補または代替品の納品を行います。この修補または再納品については、前2項を準用します。	第10条（検収） （略） 1 甲は、納品日から20日以内に、目的物の相違その他の種類・品質に関する本契約内容との不適合の検査を完了し、その結果を書面にて通知（以下「当該通知」といいます）しなければなりません。甲の検査に合格した場合には、当該通知の発信日をもって検査合格日（以下「検収日」といいます）とします。 3 乙は、検査に合格しない旨の当該通知を前項に定める期間内に受けた場合には、種類・品質に関する本契約内容との不適合の修補または代替品の納品を行います。この修補または再納品については、前2項を準用します。
第11条（契約料の支払） （略） 甲は、乙に所定の契約料を支払うものとします。 契約料は乙の所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしに、申込書記載の手数料引落口座から自動的に引き落とします。	第11条（契約料の支払） （略） 1 甲は、乙に所定の契約料（初期手数料・月間手数料）を支払うものとします。 2 契約料は乙の所定の日に、預金通帳・払戻請求書または小切手なしに、甲が申込書によって乙に届け出た手数料引落口座から自動的に引き落とします。 3 前項の定めにかかわらず、乙が事前に承諾した場合に限り甲は乙指定の口座への振込による契約料の支払いができるものとします。
第13条（乙の損害賠償責任） （略） 2 前項の乙の損害賠償責任は、瑕疵担保契約不適合責任その他の原因の如何にかかわらず、乙が本契約に基づき現実を受領した契約料の総額を限度とします。	第13条（乙の損害賠償責任） （略） 2 前項の乙の損害賠償責任は、契約不適合責任その他の原因の如何にかかわらず、乙が本契約に基づき現実を受領した契約料の総額を限度とします。
第14条（乙の責任の範囲） （略） 2 前項の定めにかかわらず、ご利用のパソコンがご利用パソコン以外の場合には、乙はいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。 3 甲は乙がパナソニックコネクト株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、パナソニックコネクト株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して何らの責任を追及できないものとします。	第14条（乙の責任の範囲） （略） 2 前項の定めにかかわらず、ご利用のパソコンが推奨する動作環境以外またはご利用パソコン以外の場合には、乙はいかなる場合においても一切の責任を負わないものとします。 3 甲は乙がパナソニックコネクト株式会社、株式会社NTTデータから使用許諾を受け、甲に再使用許諾しているソフトウェアについても、前2条に定める責任を乙に対して追及できるとどまり、パナソニックコネクト株式会社、株式会社NTTデータに対して何らの責任を追及できないものとします。
第15条（契約の終了） （略） 1 本契約は、甲または乙が相手方に対して解約日の30日前までに通知をすることにより、解約することができます。ただし、甲の都合により解約する場合は、乙の所定の書面により乙に届けるものとします。 2 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本契約も解約されたものとみなします。この場合において、甲に未払手数料がある場合には甲は当該未払手数料を乙が指定する日に乙が指定する方法により支払うものとします。 3 乙は甲が次の各号のいずれか一にでも該当する場合、直ちに本契約を解除のうえ失効させ、または甲の期限の利益を失わせることができるものとします。	第15条（契約の終了） （略） 1 本契約は、甲または乙が相手方に対して解約日の30日前までに通知をすることにより、解約することができます。ただし、甲の都合により解約する場合は、乙の所定の書面により乙に届けるものとします。また、未払手数料は解約と同日または乙が指定する日に引き落とします。 2 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本契約も解約されたものとみなします。この場合、甲に未払手数料がある場合には甲は当該未払手数料を乙が指定する日に乙が指定する方法により支払うものとします。 3 乙は甲が次の各号のいずれか一にでも該当する場合、直ちに本契約を失効させ、または甲の期限の利益を失わせることができます。
第18条（情報の提供） （略） 1 甲は、本申込書記載の情報ならびに甲と乙との間のエレクトロニックバンキング契約に関する情報を、乙の業務委託先であるみずほ内株式会社に提供することに同意します。 2 みずほ E B サービス株式会社は、前項の情報をエレクトロニックバンキングサービスの提供に関する業務にのみ利用いたします。	（削除）
第19条（契約内容の変更） （略）	第18条（契約内容の変更） （略）
第20条（合意管轄） （略）	第19条（合意管轄） （略）
第21条（反社会的勢力の排除） （略）	第20条（反社会的勢力の排除） （略）
第22条（協議） （略）	第21条（反社会的勢力の排除） （略）

改定前	改定後（改定箇所：赤字）																		
みずほパソコンサービスソフト導入サポート（以下、「本サポート」といいます）に関して、本サポートの利用者（以下「甲」といいます）および株式会社みずほ銀行（以下「乙」といいます）は、以下の規定が適用されることに合意します。	みずほAdvancedシューターソフト 導入サポート（以下、「本サポート」といいます）に関して、本サポートの利用者（以下「甲」といいます）および株式会社みずほ銀行（以下「乙」といいます）は、以下の規定が適用されることに合意します。																		
第1条（サポートの内容） 本サポートは、みずほパソコンサービスソフトの利用に必要な下記「導入サポートご利用条件」（以下、「利用条件」といいます）記載の範囲内で作業を実施することをいいます。	第1条（サポートの内容） 本サポートは、みずほAdvancedシューターの利用に必要な下記「導入サポートご利用条件」（以下、「利用条件」といいます）記載の範囲内で作業を実施することをいいます。																		
第2条（申込方法） 甲が本サポートの利用を申し込むにあたっては、『みずほパソコンサービスソフト利用申込書』（以下、「申込書」といいます）を乙に提出するものとします。	第2条（申込方法） 甲が本サポートの利用を申し込むにあたっては、『みずほAdvancedシューターソフト利用申込書』（以下、「申込書」といいます）を乙に提出するものとします。																		
第3条（情報提供） 1．甲は、申込書に記載された情報、および甲と乙との間のみずほパソコンサービスの契約に関する情報を、乙の業務委託先（ただし、当該業務委託は2023年12月31日までである。）であるみずほ E B サービス株式会社（以下「丙」といいます）に提供することに同意します。 2．丙は、前項の規定による乙から受領した情報を、本サポートの提供に関する業務に必要な範囲にのみ利用します。	（削除）																		
第4条（サポートの実施） 本サポートの実施は訪問、または、オンラインサポート（「画面共有のみ」と「代行操作付き」の2種類とし、実施するオンラインサポートの種類は、甲・乙・丙の三者（2023年12月31日以降は甲・乙の二者）にて協議の上決定するものとする）の何れかにて実施するものとし、サポート日は甲・乙・丙の三者（2023年12月31日以降は甲・乙の二者）にて協議の上決定するものとします。 ただし、オンラインサポート（代行操作付き）は「みずほAdvancedシューター」を導入の場合のみ提供します。	第3条（サポートの実施） 本サポートの実施は訪問、または、オンラインサポート（「画面共有のみ」と「代行操作付き」の2種類とし、実施するオンラインサポートの種類は 甲、乙で協議のうえ決定するものとする ）の何れかにて実施するものとし、サポート日は 甲、乙で協議のうえ決定するもの とします。																		
第5条（サポートの前提条件） （略）	第4条（サポートの前提条件） （略）																		
第6条（サポートの確認） （略）	第5条（サポートの確認） （略）																		
第7条（契約の解除） （略）	第6条（契約の解除） （略）																		
第8条（契約不適合責任） 本サポート作業に契約不適合があり、本サポート作業完了後1ヶ月以内に甲から請求があった場合、乙は無償でサポート作業を再度行うものとし、この場合は第5条の定めを準用するものとします。	第7条（契約不適合責任） 本サポート作業に契約不適合があり、本サポート作業完了後1ヶ月以内に甲から請求があった場合、乙は無償でサポート作業を再度行うものとし、この場合は第4条の定めを準用するものとします。																		
第9条（損害賠償） （略） 2．甲は本サポートの作業の瑕疵に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3．乙はシステムの瑕疵に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。	第8条（損害賠償） （略） 2．甲は本サポートの作業の 種類・品質に関する本契約内容との不適合 に起因する損害に関しては、サポート完了の日から1ヶ月以内に請求を行わなければ、請求の如何にかかわらずその賠償を請求することはできないものとします。 3．乙はシステムの 種類・品質に関する本契約内容との不適合 に起因する損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。																		
第10条（契約内容の変更） （略）	第9条（契約内容の変更） （略）																		
第11条（合意管轄） （略）	第10条（合意管轄） （略）																		
第12条（協議） （略）	第11条（協議） （略）																		
<導入サポートご利用条件> ・みずほパソコンサービスソフト 導入サポートは、以下のサポート内容および前提条件にてサポートを実施させていただきます。 （略） <table><tr><th>作業名</th><th>サポート内容</th><th>前提条件</th></tr><tr><td>1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）</td><td><各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALUX電子証明書取得 通信設定 <ペイメントサポーター> 各種データの取込 <振込システム> VALUX電子証明書取得 ・通信設定</td><td>・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。</td></tr><tr><td>2．操作説明</td><td>操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シートの作成方法 （振込用マスタデータご準備がない場合）</td><td><Advancedシューター> ・振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。</td></tr></table>	作業名	サポート内容	前提条件	1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALUX電子証明書取得 通信設定 <ペイメントサポーター> 各種データの取込 <振込システム> VALUX電子証明書取得 ・通信設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。	2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シートの作成方法 （振込用マスタデータご準備がない場合）	<Advancedシューター> ・振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。	<導入サポートご利用条件> ・みずほAdvancedシューター 導入サポートは、以下のサポート内容および前提条件にてサポートを実施させていただきます。 （略） <table><tr><th>作業名</th><th>サポート内容</th><th>前提条件</th></tr><tr><td>1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）</td><td>・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 ・VALUX電子証明書取得 ・通信設定</td><td>・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。</td></tr><tr><td>2．操作説明</td><td>操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明）</td><td>振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。</td></tr></table>	作業名	サポート内容	前提条件	1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）	・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 ・VALUX電子証明書取得 ・通信設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。	2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明）	振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。
作業名	サポート内容	前提条件																	
1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）	<各ソフト共通> ・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 <Advancedシューター> ・VALUX電子証明書取得 通信設定 <ペイメントサポーター> 各種データの取込 <振込システム> VALUX電子証明書取得 ・通信設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。																	
2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明） <ペイメントサポーター> 入力シートの作成方法 （振込用マスタデータご準備がない場合）	<Advancedシューター> ・振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。																	
作業名	サポート内容	前提条件																	
1．インストール作業 ユーザー登録作業 通信設定作業（通信を行うソフトのみ）	・ソフトインストール ・ユーザー登録/権限設定作業支援 ・VALUX電子証明書取得 ・通信設定	・訪問によるサポートを行う場合、設定を行うパソコンが同一拠点内に設置されていることを条件といたします。																	
2．操作説明	操作説明 （ログイン方法、各メニューの利用方法について説明）	振込等のデータ作成、送信作業はお客様にて実施いただきます。																	